



平成 23 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社 東 海 理 化
(登記社名 株式会社東海理化電機製作所)
代表者名 取締役社長 牛山 雄造
(コード番号 6995 東証・名証第 1 部)
問合せ先 総務部長 内田 裕三
T E L (0587) 95-5211

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 23 年 6 月 15 日開催予定の当社第 64 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 執行役員制度を導入することに伴い、現行定款第 18 条（取締役の定員）を一部変更するものであります。
- (2) 社外取締役として優秀な人材を確保しやすくし、期待される役割を十分発揮できるようにするため、社外取締役との責任限定契約を締結できる旨の規定を現行定款第 27 条（取締役の責任免除）に新設するものであります。

なお、この規定の新設に関する本議案の本定時株主総会への提出につきましては、あらかじめ各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 23 年 6 月 15 日（水曜日）
定款変更の効力発生日	平成 23 年 6 月 15 日（水曜日）

以 上

＜定款変更の内容＞

(下線は変更部分)

現行定款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の定員) 第 18 条 当社の取締役は、<u>23</u> 名以内とする。</p> <p>(取締役の責任免除) 第 27 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の定員) 第 18 条 当社の取締役は、<u>16</u> 名以内とする。</p> <p>(取締役の責任免除) 第 27 条</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>②<u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p>

以 上